



資料番号
No. 2

陳情

憲法第9条改定に反対する意見書の提出を求める陳情について

平成30年2月20日

飯田市議会議長 清水 勇 様

陳情人 住所 〒399-2602 飯田市下久堅下虎岩 780-2

氏名 下久堅9条の会 代表 関 靖

電話番号 0265-29-7724

【陳情の趣旨】

飯田市民の生命と暮らしを守るための清水議長様はじめ飯田市議会議員各位の活動に敬意を表します。

「下久堅9条の会」は、2004年、「憲法第9条を守る」ために発足しました。現在は、地域住民が憲法・とりわけ憲法9条のもつ意義について深く学び合う目的で、月例の学習会を続けています。

「第9条改定」に関して風雲急を告げるこの時期に、「学びの成果をささやかな行動に」と陳情する次第です。

標記の内容で、飯田市議会の意志として、ぜひとも政府に意見書を送付していただけますよう切望いたします。

よろしくご検討の上、私どもの気持ちをお汲み取りいただけますよう、よろしくお願いいたします。

飯田市議会議長 殿

憲法第9条改定に反対する意見書の提出を求める陳情

【陳情の理由】

日本国憲法は、悲惨な戦争で多くの犠牲者を出した反省と教訓から、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を3原則として制定されました。なかでも第9条は、日本は二度と戦争をしないことを誓い、国際的にも高く評価され信頼を得ています。

日本は戦後、今日までひとりの戦死者も出さなかったのは、海外での武力行使を禁じる憲法第9条が存在してきたためです。

しかし、今、その第9条を変え、自衛隊を海外に送り出すことを可能にし、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっています。

アメリカに追随し、要求されるままに巨額な武器を購入するような安倍政権下での第9条改定の動きは、平和を求める市民としてとうてい受け入れることはできません。

従来 of 憲法解釈を180度変えて集団的自衛権行使を容認した安保関連法を、多くの憲法学者が違憲だと反対する中、安倍政権は2015年9月に強行成立させました。加えて、憲法に自衛隊を明記し、集団的自衛権に基づいて万が一にも自衛隊が海外で武力を用いれば、日本が戦争の当事国となることは明らかです。

戦後主権者である私たちが守ってきた平和主義が裏付ける戦争放棄、戦力の不保持、国の交戦権の否認、これらが書かれている憲法第9条の1項と2項すべてが、今覆されようとしています。

政府は北朝鮮問題で国民の不安を煽っていますが、軍事的圧力や武力行使容認につながる第9条の改定によってこれを解決することはできません。逆に、アメリカの軍事行動への加担は、朝鮮半島での軍事衝突の可能性を増大させ、その結果日本国民と周辺諸国の国民に計り知れない戦争被害が生じることとなります。

朝鮮半島とアジアの平和は、あくまでも非軍事的制裁実施と併せて憲法第9条の原則に基づく外交と対話によってこそ実現すべきです。

以上の趣旨から「非核平和都市宣言」をした飯田市民として、憲法第9条を改定することがないよう、地方自治法に則り、飯田市議会の意志として下記の事項を政府に強く求めることを陳情します。

以上

【陳情事項】

憲法第9条の改定に反対する意見書を国に提出すること

(国に提出する意見書 案文)

憲法第9条改定に反対する意見書

日本国憲法は、悲惨な戦争で多くの犠牲者を出した反省と教訓から、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を原則として制定されました。なかでも第9条は、日本は二度と戦争をしないことを誓い、国際的にも高く評価され信頼を得ています。

日本は戦後、今日までひとりの戦死者も出さなかったのは、海外での武力行使を禁じる憲法第9条が存在してきたためです。

しかし、今、その第9条を変え、自衛隊を海外に送り出すことを可能にし、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっています。

アメリカに追随し、要求されるままに巨額な武器を購入するような安倍政権下で第9条改定の動きは、平和を求める市民としてとうてい受け入れることはできません。

従来 of 憲法解釈を 180 度変えて集団的自衛権行使を容認した安保関連法を、多くの憲法学者が違憲だと反対する中、安倍政権は 2015 年 9 月に強行成立させました。加えて、憲法に自衛隊を明記し、集団的自衛権に基づいて万が一にも自衛隊が海外で武力を用いれば、日本が戦争の当事国となることは明らかです。

戦後主権者である私たちが守ってきた平和主義が裏付ける戦争放棄、戦力の不保持、国の交戦権の否定、これらが書かれている憲法第9条の1項と2項すべてが、今覆されようとしています。

政府は北朝鮮問題で国民の不安を煽っていますが、軍事的圧力や武力行使容認につながる9条改定によってこれを解決することはできません。逆に、アメリカの軍事行動への加担は、朝鮮半島の軍事衝突の可能性を増大させ、その結果日本国民と周辺諸国の国民に計り知れない戦争被害を生じることになります。

朝鮮半島とアジアの平和は、あくまでも非軍事的制裁実施と併せて憲法第9条の原則に基づく外交と対話によってこそ実現すべきです。

日本国憲法では、第99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」ことを厳格に規定しています。それにもかかわらず憲法順守義務を率先垂範して履行すべき内閣総理大臣が、これに反して改憲を主張し推進すること自体が憲法に違反していることを指摘し、「非核平和都市宣言」をした飯田市民として、憲法第9条を改定することがないよう、地方自治法第99条に則り、飯田市議会の意志として意見書を提出する次第です。